目

次

示

第千五百九十六号

平成十七年

八月十八日

日

(-)

立木の伐採の方法

主伐に係る伐採種は、定めない

曜

2

木

3

山梨県告示第四百三十八号

関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、

その図面及び関係書類を山梨県庁及び

次のとおりとする。

立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

道路の供用開始 (二件) 五九九

建築基準法に基づく道路位置指定......六〇〇

に保安林の指定施業要件を変更する予定である。 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、 次のよう

平成十七年八月十八日

山梨県知事職務代理者

山梨県副知事 北 崎 秀

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

南都留郡山中湖村・鳴沢村 (以上二村において次の図に示す部分に限る。)

保安林として指定された目的

水源のかん養

開発行為に関する工事の完了について......六〇二

- 三 変更後の指定施業要件
- 立木の伐採の方法
- 主伐に係る伐採種は、定めない

山梨県告示第四百三十七号

告

示

に保安林の指定施業要件を変更する予定である

平成十七年八月十八日

山梨県知事職務代理者 山梨県副知事

北

秀

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、

次のよう

- 2 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び

関係村役場に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第四百三十九号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、 次のとおり道

Щ 梨 県 公 報 第千五百九十六号 平成十七年八月十八日

保安林として指定された目的

変更後の指定施業要件

水源のかん養

甲斐市・南アルプス市 (以上二市において次の図に示す部分に限る。)

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

設部において、この告示の日から平成十七年九月八日まで一般の縦覧に供する。路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡北地域振興局建

平成十七年八月十八日

山梨県知事職務代理者

山梨県副知事 北 崎 秀

二三一・七 平成十七年	原二〇四九番の一地先まで北杜市長坂町大字小荒間字信玄原一九七九番の一地先から北杜市長坂町大字小荒間字信玄北杜市長坂町大字小荒間字信玄	停車場 場 線 坂	県道
(メートル) 期日延 長 供用開始の	区間	路 線 名	種道類路の

山梨県告示第四百四十号

設部において、この告示の日から平成十七年九月八日まで一般の縦覧に供する。路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡北地域振興局建道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道

平成十七年八月十八日

山梨県知事職務代理者

山梨県副知事 北 崎 秀

県道	種道 類路 の
停 小 車 荒	路
場間	線
線長坂	名
七〇番の一三地先まで北杜市長坂町大字小荒間字桜畑七一番の二一地先から北杜市長坂町大字小荒間字桜畑北杜市長坂町大字小荒間字桜畑	区間
0.001	(メートル) 延 長
八月十八日	期日開始の
	<u> </u>

山梨県告示第四百四十一号

縦覧に供する。の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、山梨県土木部建築指導課に備え置いての位置を次のとおり指定する。その関係図書は、山梨県土木部建築指導課に備え置いて建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号に規定する道路

平成十七年八月十八日

山梨県知事職務代理者

山梨県副知事 北 崎 秀

一道路の位置

笛吹市石和町八田字塚之越二九七番一及び二九七番三

二道路の幅員

三 道路の延長 六・〇一メートル

二三・六一メートル

公 告

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十七条の四第一項の規定に◎ 身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者の指定

下戈上 ご早八月十八日 より、次の者を指定居宅支援事業者として指定した。

平成十七年八月十八日

山梨県知事職務代理者

山梨県副知事 北 崎 秀

養 身体障害者居宅介	番二七号 護甲府市屋形一丁目四 身体障害者居宅介	番二四号甲府市住吉四丁目六	アー 有限会社グットケ
護	番二四号 護甲府市住吉四丁目六 身体障害者居宅介	番二四号甲府市住吉四丁目六	アー 有限会社グットケ
護身体障害者居宅介	九五番地大月市猿橋町猿橋一	九五番地大月市猿橋町猿橋一	まちゃん 人生活介護支援く 特定非営利活動法
護	一〇二号室 番一七号 武田ビル 甲府市千塚二丁目五	ヴェール第一六ビル 五丁目二〇番七号 東京都中野区弥生町	ル介護センター株式会社クリスタ
サービスの種類	事業所の所在地	所在地	名称

知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者の指定

知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)第十五条の五第一項の規定により、

次の者を指定居宅支援事業者として指定した。

平成十七年八月十八日

山梨県知事職務代理者

山梨県副知事 北 崎 秀

活援助知的障害者地域生	七四番地一〇六笛吹市一宮町末木三	六八〇番地大月市大月町真木四	会財団法人新約同人
所 知的障害者短期入	○番地一	○三番地	福祉会社会温祉法人三富
ー ビス 知的障害者デイサ	神一五二二番地八三中巨摩郡田富町山之	神一五二二番地八三中巨摩郡田富町山之	社会福祉法人ひと
護知的障害者居宅介	番二七号甲府市屋形一丁目四	番二四号甲府市住吉四丁目六	アー有限会社グットケ
護知的障害者居宅介	番二四号甲府市住吉四丁目六	番二四号甲府市住吉四丁目六	アー有限会社グットケ
護知的障害者居宅介	九五番地大月市猿橋町猿橋一	九五番地大月市猿橋町猿橋一	まちゃん 人生活介護支援く 特定非営利活動法
サービスの種類	事業所の所在地	所 在 地	名称

思言品とは、日コーニーにはいますで、日本のである。児童福祉法に基づく指定居宅支援事業者の指定

次の者を指定居宅支援事業者として指定した。 児童福祉法 (昭和二十二年法律第百六十四号) 第二十一条の十第一項の規定により、

平成十七年八月十八日

山梨県知事職務代理者

山梨県副知事 北 崎 秀

まちゃん 名 称 内 在 地 事業所の所在地 サービスの種類 名 称 所 在 地 事業所の所在地 サービスの種類

福祉会 〇三番地社会福祉法人三富 山梨市三	ふさの葡萄 神一五社会福祉法人ひと 中巨陸	福祉会番地三年番地三	アー 番二四号 番二四号 かんしょう かんしょう アープラ かんしょう アード・アー アル・アー アル・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・	アー 番二四号 番二四号
富川浦二二	神一五二二番地八三中巨摩郡田富町山之	牛旬二〇二七	吉四丁目六	吉四丁目六
○番地一山梨市下栗原一四一	神一五二二番地八三中巨摩郡田富町山之	甲斐市境七番地	番二七号	番二四号甲府市住吉四丁目六月是居宅介護
児童短期入所	児童短期入所	児童デイサービス	児童居宅介護	児童居宅介護

大規模小売店舗内の店舗面積の合計等の変更の届出

平成十七年十二月十八日まで縦覧に供する。次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から出があったので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 附則第五条第一項の規定による届

平成十七年八月十八日

山梨県知事職務代理者

山梨県副知事 北 崎 秀

届出者の氏名又は名称及び住所

三十五番十八号	名古屋市西区児玉三丁目三十五番十八号	代表取締役	一アルペン	水 株式 泰 本
-七番地一	笛吹市石和町川中島九十七番地	代表取締役	天野ー スト	有 天 野 一 社
所	住	名称	名又は	氏

二 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- | 名称 洋服の青山甲府店・スポーツ・デポ甲府店

Щ

梨

県公

報

二 所在地 甲府市上阿原町三百八十七番地外

2 変更しようとする事項

					I				
及び位置というの出入口の数	ができる時間帯来客が駐車場を利用すること	業を行う者の閉店時刻大規模小売店舗において小売	業を行う者の開店時刻大規模小売店舗において小売	び容量 廃棄物等の保管施設の位置及	荷さばき施設の位置及び面積	駐輪場の位置及び収容台数	駐車場の位置及び収容台数	の合計大規模小売店舗内の店舗面積	変 更 事 項
所	九時まで ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	午後八時	午前十時	○立方メートル	三十八・五平方メートル	O台	百八十一台	千五百五十四平方メート	変更前
七ヵ所	十時まで十分から午後	青山棟は午後八時) 午後九時三十分(洋服の	は午前十時) 年前九時(洋服の青山棟	二十五立方メートル	七十四平方メートル	四十台	三百二十六台	トル四千三百八十一平方メー	変更後

3 変更する年月日

平成十八年四月三日

三届出年月日

平成十七年八月二日

開発行為に関する工事の完了について

別・・「ほど、まだい」。 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可に係る開発の行為に

関する工事は、完了した。

平成十七年八月十八日

山梨県知事職務代理者

山梨県副知事 北 崎 秀

開発区域(工区)に含まれる地域の名称

南巨摩郡増穂町小林字南明寺東一九八〇の一、一九九二の四及び二〇〇九の二の区

域

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

位社長 白石好弘

) 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為

平成十七年八月十八日

山梨県知事職務代理者

山梨県副知事 北 崎

秀

開発区域(工区)に含まれる地域の名称

二 公共施設の種類、位置及び区域

水道	公共
路路	施設の種類
次の図のとおり	位置及び区域

市役所に備え置いて縦覧に供する。) (「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡中地域振興局建設部及び甲斐

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市中央一丁目九番一号 株式会社マルニシ 代表取締役 吉成昌志

公安委員会

ľĆ

山梨県公安委員会告示第七十五号

日から施行することとしたので、山梨県道路交通法施行細則(昭和三十五年山梨県公安 委員会規則第七号)第四条の規定により告示する。 員会告示第十六号)の一部を次のとおり改正し、関係道路標識等が設置又は撤去された 信号機の設置、車両の通行禁止、 制限その他の交通規制(昭和四十九年山梨県公安委

ヮを

二、 二 四 一

市

道

おもちゃ「やまたけ」前大月市大月一丁目二〇番

号

大月

 $\dot{\circ}$

九

三八号 五三・

_

四四

削除

大月

一八日七年八月

告示第七五号

平成十七年八月十八日

別表第

中

山梨県公安委員会

員長 吉 臭 信

ľ

<u>_</u>

六三三

町 道

地先 (白根ファミリコ東側)中巨摩郡白根町飯野三六九〇番

原 小 笠

五〇号九十

九

委

を 六 六 差点) 開道甲府精進湖線との十字路交県道甲府精進湖線との十字路交易が代謝中道町上曽根一、七三東八代郡中道町上曽根一、七三 県道塩山市川大門線との交差点二番地先 (県道甲府精進湖線と 東八代郡中道町上曽根一、八〇 中道橋南詰 中道橋南詰 告示第七五号平成一七年八月一八日 四九・一〇・三〇 ビ

に改める。

別表第十中

三七七 進甲県 湖府 線精道 二番地先 (中道橋南詰) 交差点東八代郡中道町上曽根一、八〇 Ξ 南甲 府 四九・四・一一 一六号

を

三

四九三

号一国線三 七道

三

四九三

国道

三七号

を

三七七

湖府県 線精道 進甲

=南甲 府

| 平成一七年八月 告示第七五号

ビ

Į 四三

士河宣 線湖富士 二〇四番地の一先(河口湖大橋南都留郡富士河口湖町小立一、 南交差点)

= 吉富田士 三〇日 平成一七年六月 告示第五九号

を

_ 六三三 六 根 市 号 級 段

地先 (おかじま白根食品館東側南アルプス市飯野三、六八九番

一八日 七年八月 告示第七五号

スル南 プア

地の一先 (若宮交差点)東八代郡御坂町上黒駒七七〇番 Ξ 石和 第六三・号八

の一先 (若宮交差点) 笛吹市御坂町上黒駒七七〇番地 兀 笛吹 告示第七五号一八日

六〇三

梨 県 公 報 第千五百九十六号 平成十七年八月十八日

に改める。 を 別表第十四中 Щ 五 五 五 Ę 赶 五 五 七 四七 四六 四五 四四四 四三 兀 匹 進甲県 湖府 線精道 九 八 ンツフ町 ンラルー (線 月 市 本 道 通 大 線月市 本道 通大 ンツフ町 ラル道 イー(三国 七道 号一 線 湖 士 県 富 河 道 士 口 富 ンツフ町 ラルー(ら東八代郡中道町小河原交差点)かい河原交差点)かいでまた(下 点) 番地の七〇先 (旧道との合流地 留吹市御坂町上黒駒五、一三二 (大月信用金庫本店南西角十字大月市大月一丁目一〇番一号先 番地先東山梨郡勝沼町菱山一、 先東山梨郡勝沼町中原四二六番地 南交差点) 二〇四番地の一先(河口湖大橋南都留郡富士河口湖町小立一、 交差点) 先(大月駅前交番北西角十字路大月市大月一丁目二一番一六号 番地先東山梨郡勝沼町菱山一、 路交差点 Ę 四〇〇 〇八六 00 中 高 速 速 車 車 = = Ξ 塩山 大月 大月 塩山 塩山 笛吹 吉田 富士 四〇 三〇日 | 平成一七年八月 |平成一七年八月 平成一七年八月 平成一七年八月 平成一七年八月 平成一七年八月 | 平成 | 七年六月 告示第七五号 告示第七五号 告示第七五号 告示第五九号 告示第七五号 告示第七五号 告示第七五号 府南甲 第〇平 二一・ 号五一 _ に を を ľ 四三三 一七四 七四 七 号一国四〇道 湖府県線精道進甲 号線 一国 三 七道 削除 東八代郡石和町市 料道路入口)から料道路入口)から (御坂有野木一、八九九番 東八代郡御坂町藤 語)までの両側 小河原交差点)か ら甲府市落合町地 ら甲府市落合町地 に三一番地先(下 での両側 ₹ ţ 0五0 七00 五〇 け原車 ん付両 引・(中 高 速 連 車 車 ・ (車 け原 ん付両 車 除 く) を を引 除く 兀 兀 兀 $\overline{\circ}$ $\overline{\bigcirc}$ $\overline{\circ}$ 石和 府南甲 笛府南吹 甲 石 府 和 南甲 号告示 月 九 八年平 日八成一 月一七 五号 号示第 七 五号 号示第七 八年平 日八成一 月七 三〇号 六二・八 平成二三

ے از を を 」に Щ 二七 六四〇 六四〇 四三 梨 県 号一国線四 〇道 削除 削除 号一国 公 四回 報 東八代郡石和町井 東八代郡石和町井 南詰交差点)まで 東八代郡中道町下 中道橋 で 東八代郡石和町井 (桃林橋南詰交差二八九番地の一先田富町大田和一、 地先から中巨摩郡曽根一、一八四番東八代郡中道町下 点) までの下り線 (鵜飼橋北詰交差 部六六八番地先 第千五百九十六号 までの両側 <u>_</u> t 平成十七年八月十八日 五五〇 九〇五 ・(車 け原 ん付両 ・(車 け原 ん付両 引 引 < を除 を除 五〇 五〇 石府南和 甲 笛吹 市府南川 甲 市府南 Ш 甲 号告日年平 示 月 第 月 九 一三 第告二号 五告八年平 号示日八成 第 月一 七 一七 ・平 二九 四: 五告八年平 号示日八成一 第 月一七 - に <u>-</u> に ヮを ヮを 六四 二七 六四 七 _ _ て 号一国 三 七道 - 国 三 七 道 三国七道号一 玉 号 削 除 道 岐)まで 地先から東八代郡 御坂町藤野木一、 八九九番地の四先 (御坂有料道路分 で 東八代郡御坂町上 留吹市御坂町藤野 (富士河口湖町河口 (富士河口湖町河口 (富士河口湖町河口 (富士河口湖町河田 (富士河口湖町河田 (富士河口湖町河田 (富士河口湖町河田 (電) (1000年 (語)まで 東八代郡御坂町藤 東八代郡御坂町藤 東八代郡御坂町藤 までの両側 八代郡石和町市 四 五 Ę Ó 四三 七二 六〇〇 五 八 五 ・ (車 け原 ん付両 を除く け原車 中 中高 引 が行高・(速車 を除 速速車車 四〇 五〇 五〇 五 干 六〇五 石和 石和 吉富石田士和 吉富笛田士吹 笛府南吹 甲 八年平 日八成 月一 四一 四・ 号九 平四 五号 号示第七 五告八年平 号示日八成 第 月一 七 一七 <u>平</u> 平 第 <u>.</u> -

四四

0

高速車

第・ 一 — 号 —

七二

号 — 三 七

○二七番地先まで 御坂町上黒駒五、 (鵜飼橋北詰交差 ・ 部六六八番地先

を

	っを		ĺĆ
六六		二一六六	`
一、六 県道甲		線 ル 府 県 プ 南 道 ス ア 甲	
甲府市塩部二丁目 三五〇		までの両側 田府市塩部二丁目 大番九号先(甲府市飯田 一丁目三番二九号 大(パスポートセ 大での両側 東交差点)	
三五〇		五〇〇	
車両(五〇 甲府		。 °)を け原車 除 ん付両 く 引・(
五〇		五〇	
甲 府		甲府	

七-、 	<u>も</u> 、 一、 一
)(三国線合県 旧七道 成道 道号一 田栗	三国七号一
側 無駒五、一三二 大六八番地先(黒駒五、一三二 上黒駒五、一三二 上黒駒五、一三二 大六八番地先(との の両 (大六八番地先(との 大六八番地先(との 大六八番地の 大六八番地の 大六八番地の 大六八番地の 大八番地の 大六八番地の 大八番を 大八 大八 大八 大八 大八 大八 大八 大八 大八 大八	り線 ・
九	Ý
九 八 〇 〇	ハ、七00
)除 け原車 く ん付両 。を引・へ	。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。
四〇	五〇
笛 吹	笛吹
五告八年平 号示日八成 第 月一 七 一七	五告 八年 平 号 示日 八人 第 月 一 七 一七

を

平成一

七

に改める。

五〇

塩山

五告八年平 号示日八成一 第 月一七

五告六年平 号示日 月 第 月一七

別表第十五·	五中							
八	進 甲 県 湖 府 線 精 道	橋南詰までの両側 ら甲府市落合町中道 日本 (武田食糧)か 日本 (武田食糧)の 日本 (武田食用食用食用食用食用食用食用食用食用食用食用食用食用食用食用食用食用食用食用	五	O 八 O	車両	終日	府南 甲	五·五 号三一 一·

二一、 九 六	二、六六	二一、七六	六
ンツフ町 ンラルー イ	四国 〇道 号 一	湖 府 県線 精道 進 甲	線 ル 府 プ 南 ス ア
一二先までの両側 奥五、○五三番地 五先から塩山市牛 沼二、二三四番地 東山梨郡勝沼町勝	両側 高校差点) までの 市側 本一、二八九番地 に変差点) から中 に変差点) から中 に変差点) から中 に変差点) までの) までの両側 (第一蛭沢橋南詰 での両側) から東八代郡中) から東八代郡中) から東八代郡中) から東八代郡中 (第一蛭沢橋南詰 でから でいる から から でいる から から でいる から	までの両側 大(パスポートセー)から甲府市飯田 大(パスポートセー東交差点) 大を甲原市・飯田 大での両側
五、五〇〇	五一 一、 一 五	10	
。) を け原車	。) 除 ん付而 く 引・(。) 除 ん付・ く 引・	。) 除 ん付 く 引・

五〇

笛市府南 吹川 甲

五告八年平 号示日八成 第 月一 七 一七 五〇

府南甲

五告八年平 号示日八成 第 月一 七 一七 五告六年号示日 月五

ľĆ っに を を Щ 八〇 六七 六七 八 梨 県 一国 三 七道 含パ駒(三国 むスバ上七道 。) をイ黒号一 路有(御河県)料御坂口道坂線湖道 湖府県線精道進甲 号 公 報 東八代郡御坂町藤野 東八代郡御坂町藤野 東八代郡御坂町藤野 をの合流部) から南 との合流部) から南 との合流部) までの との合流部) までのとの合流部) までの (第一類) 橋南語) ら甲府市落合町地内ら甲府市落合町地内 甲府市幸町九番三〇 富士吉田市上吉田三日地内 (御坂有料道南都留郡河口湖町河 富士吉田市上吉田三 での両側 までの両側 (金鳥居交差点) 第千五百九十六号 金鳥居交差点)ま 四 五 四 0 平成十七年八月十八日 <u>_</u> 六七四 七三〇 $\overline{\bigcirc}$ 兀 車 車 車 車 声 両 両 両 終日 終日 終日 終日 吉富田士 吉富笛田士吹 吉富石田士和 府南甲 八年平 日八成 月一 一七 第二四四号 五告八年平 号示日八成 第 月一 七 一七 <u>平</u> <u>平</u> <u>:</u> 五号 告示第七 四 四 号 五 五 っを _ に を ľĆ \equiv 三八 八〇 四六 四六 一国 三 七道 一国 四 〇道 削 号 削 号 削 除 除 除 側 (根本の) までの両 (地の一先 (桃林橋南 大田和一、二八九番 大田和一、二八九番 大田和一、二八九番 大田和一、二八九番 (根一、一八四番地先 (根一、一八四番地先 (水) を (水 ţ 六 七四五 九〇五 車両 車 声 終日 終日 六〇七 石和 吉富田士 笛吹 市府南川甲 市府川 南甲 第一平 四九 円 号 第告二三号 八年平 日八成 月一 一七 告 八 年 平 示 日 月 一 七 一 七 五告八年平 号示日八成 第 月一 七 一七 五号 号示第七 <u>-</u> 四 平九・一

		7	を _						 っを			- I		7
		四四八			[<u>п</u>		五五五			三 五 五			山梨県
	約	は 同市 一道 号龍			線岡で	市 道 龍		削除			線原白県 八井 田河道			公報
、六九六番地の二先	市龍岡町下條南割一口交差点)から韮崎(御剌伊工業団地入	、 即力をご覧する 、 単力をご覧する 、 単力をご覧する) までの両側(堀切橋北詰交差点、六九六番地の二先市龍岡町下條南割一方を開入) から韮崎	(御勅使工業団地入割五九六番地の一先	韮崎市龍岡町下條南				側	北反保八四二番地の 郡中道町大字白井字 交差点)から東八代 一七四番地先(井戸一七四番地先(井戸東八代郡石和町井戸			第千五百九十六号
		_			_	_								平成
		00									五〇			平成十七年八月十八日
		車 両				車 両					車 両			/月十八
		終 日 ————	-			終 日 	答 17				終 日 			日日
	二告一 号示 一 第 日	韮崎 - 年一成一六 - 月		二告示第九		能 崎 平 成 一 六	新 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	。 甲 甲成一七			府町・一八九		五号	
	 っを		l		っを		- IE							-
Ó		ó		\(\frac{1}{2}\)		O V	「 別表第十			四五〇		四四九		
九五八		九五八		001		00	六 中			四国 〇道 号一	湖 府 線 精 進			
市道		市道		削除		道 鴬 県 線 宿 中 道		ですの材	林八田) ま堀	
山梨市歌田一四		小学校グランド				道塩山市川大門三番地の一先 (東八代郡中道町		画館 多恵 ここ	育吉文皇気/ ま番地の一先 (桃町大田和一、二	差点)から中巨摩郡七四番地先(井戸交笛吹市石和町井戸一	交差点)までの両側の五先(中道橋南詰 ら東八代郡中道町上ら東八代郡中道町上	巾落合町地内 (までの両側堀切橋北詰交差点	
山梨市歌田一四七番地先(日川) 小学校グランド南側・北進車両山梨市歌田一四七番地先(日川				道塩山市川大門線との交差点)三番地の一先 (中道橋東側・県東八代郡中道町上曽根一、七四				五一、一五		七一〇		
日下部		日下部		南甲府		南甲府				車 両 ※		車両終		
平成		部 告一平 示六成				<u>府</u> 二五平 七 二 号			笋	市府南川甲	府	終日南甲		六〇八
平成一七年六月		告示第五五号 一六日 一六日		告示第七五号		五平七号・一〇・一				川 甲 八年平 日八成 月一 一七	五告八年 号示日ハ 第 月 七 一	平成一七		八

Щ 梨 県 公 報 第千五百九十六号 平成十七年八月十八日

			T	T	T				T	
Ó	ó	ó Ó	Ŏ O	Ŏ -	- Q	- Q	Ŏ -	Ŏ O	Q Q	
					1					
九 六 八	九六七	九六六六	九 六 五	九 六 四	九六三	九六二	九六一	九六〇	九 五 九	
八	七	六	五	四	Ξ	_	_	0	九	
西 町 線 道 東	西 町 線 道 東	一農 号道 線二	一農 号道 線二)(三国 旧七道 道号一	線 哲 市 二 道 号 清	線 哲 市 二 道 号 清	市道	市道	四国 〇道 号一	
東	東	線二	線二) (三国 旧七道 道号一	号清	号清	但	但	号点	
先(三光寺前十字路交差点・東東山梨郡勝沼町菱山九二〇番地	進車両) 生(三光寺前十字路交差点・西東山梨郡勝沼町菱山九二八番地	・西進車両) 番地先 (勝沼町ぶどうの丘北側東山梨郡勝沼町菱山五、〇九三	丁字路交差点・西進車両) 三番地先 (県道休息勝沼線との東山梨郡勝沼町小佐手二、二七	点・旧道から南進する車両) 番地の七〇先(旧道との合流地 笛吹市御坂町上黒駒五、一三二	字路交差点・東進車両)先(JA梨北円野共撰所南側十韮崎市円野町下円井四三〇番地	字路交差点・西進車両)先(JA梨北円野共撰所南側十韮崎市円野町下円井四二七番地	(北進車両)	先(南進車両)	点西側・北進車両) 二番地の一先 (中道橋南詰交差東八代郡中道町上曽根一、三〇) 小学校グランド南側・北進車両
塩山	塩山	塩山	塩山	笛吹	韮崎	韮崎	プ南 スア ル	プ南 スア ル	南甲府	
一八日 平成一七年八月	告示第七五号 一八日	告示第七五号 一八日	告示第七五号 一八日 平成一七年八月	告示第七五号 一八日 平成一七年八月	告示第七五号 一八日	告示第七五号 一八日	告示第七五号 一八日	告示第七五号 一八日	告示第七五号 一八日 平成一七年八月	告示第五五号

ヮを

	_
	別表第十七中

に改める。

Ó

九七二

町道

交差点・東進車両) 先 (フルーツラインとの十字路東山梨郡勝沼町菱山六五一番地

塩山

告示第七五号 一八日 平成一七年八月

Ó

九七一

町道

交差点・西進車両) 先(フルーツラインとの十字路東山梨郡勝沼町菱山九〇〇番地

塩山

告示第七五号 一八日 平成一七年八月

Ó

九七〇

町道

路交差点・北進車両) 三先(フルーツラインとの十字東山梨郡勝沼町中原二九五番地

塩山

告示第七五号 一八日

Ó

九六九

町道

交差点・南進車両) 先(フルーツラインとの十字路東山梨郡勝沼町中原四二六番地

塩山

告示第七五号

告示第七五号 一八日 平成一七年八月

進車両)

_		_
		7
	号一国 線三 七道	
	店)までの両側番地先(中銀支船津三、八四カ部留郡河口湖町都留郡河口湖町のら南東八代郡石和町東八代郡石和町東八代郡石和町東八代郡石和町	
	0 <u>0</u>	
	00	
	車両	
	終日	
	吉富石 田士和	
	ー・四 六一九 号一・ 四	

							三七号	国道
点)までの両側	船津三差路交差	二番地の一先 (町河口三、七六	留郡富士河口湖	差点) から南都	(鵜飼橋北詰交	部六六八番地先	笛吹市石和町市
							0	=
								五〇
								車両
								終日
						吉田	富士	笛吹
				五号	告示第七	八日	年八月一	平成一七

一国	三七		告示第三七号	告示第三七号	—————————————————————————————————————	——— 甲 吃	即步道(三八年) 一年的工業高年的工業高年的工業高年的工業高	校南西角)までの両側歩道(三八丁目七番一号先(県立甲府工業高象台東交差点)から甲府市塩部二年府市館田一丁巨匹番七号先(気	-	- - - 線 ル - - - - - - - - - - - - - - -	
	`								-		_ _
精 県 道 湖 甲	八五									別表第十九中に改める。	미쇼
		「を						までの両側			
湖甲県線府精	八五		五告 号示 第七					の七〇先(旧道 方御坂町上黒駒 から笛吹	パ 駒 ス バ) イ		
十三中	「別表第三十三中に改める。	- IC	八年平 日八成 月一 一七	笛 吹	終日	車両	三、回〇〇	の一先 (若宮交 黒駒七七〇番地 笛吹市御坂町上	(三国 上七道 黒号一	三三六	
湖府県線精道進甲	七四		五 告号 示					までの両側 (アラス 大学 大学 大学 一東交差点) カラー東交差点) カラー 東交差点) カラー 東京 大学			
) 国部 橋町 線開:			京年平 京日六成 月一 1 一七	甲 府	終 日	車両	五〇	甲府工業高校西 甲府工業高校西 甲府市塩部二丁	^限 ル府県 プ南道 スア甲	三三五	
道市線 路計へ 塩画都											っを
ル府県 プ南道 スア甲	ー七三							までの両側の大力・トセン			
		 っを	五告号示第					三番二九号先 (府市飯田一丁目 交差点) から甲	絲		
) 国部 続開			六年平 日六成 月一七	甲 府	終日	車両	三五〇	甲府工業高校西甲府市塩部二丁	ル 府 県 プ 東 ス ア 甲	三五五	
道路塩											-

	_	7
八 五		

	7	を	
=			Г

(五 精進湖: 精進甲:	五 知甲県
道 甲 行	線府精進道
番也の丘も、中道喬菊吉交差点)東八代郡中道町上曽根一、七三九	番地先(中道橋南詰交差点) 二八号東八代郡中道町上曽根一、八〇二 三 六三・
=	三
き 平 元 成 育 一	二六 八三 号・

,	八五
	精進湖線
	番地の五先 (中道橋南詰交差点)東八代郡中道町上曽根一、七三九
	_
	告示第七五号 一 平成一七年八月一八日

□七三 国部道市線ル府南道 橋町路計都スア甲 〇校丁象甲) 国部道市 橋町路計 線開塩画
) 国部道市 橋町路計 線開塩画
 ○校丁象甲	
メートル) 南西角)までの両側歩道(三八 自七番一号先(県立甲府工業高 台東交差点)から甲府市塩部二 台東交差点)から甲府市塩部二	()メートル)
甲 府	
告示第三七号平成一七年四月二八	
	メートル) 南西角) までの両側歩道 (三八 南西角) までの両側歩道 (三八 台東交差点) から甲府市塩部二 台東交差点) から甲府市塩部二

発行者	山梨
山梨	県 公 報
県甲府市丸の内	第千五百九十六号
甲府市丸の内一丁目六番一号	平成十七年八月十八日
印刷所(㈱サンニチ印刷	十八日
チ印刷 甲府市北口二丁目六番	
Ħ	
	六二二